

(確認申請書の様式)

第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(i)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(三)項の(ろ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(三)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(三)項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(三)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四)項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

- 一 (略)
- 二 (略)

(八五) 高齢者、障害者	(八四) (一) (略)	(i)	
		図書の種類	(ろ)
配置図		明示すべき事項	
高齢者、障害者等の移動等			

(確認申請書の様式)

第一条の三 法第六条第一項（法第八十七条第一項において準用する場合を含む。第四項において同じ。）の規定による確認の申請書は、次の各号に掲げる図書及び書類とする。ただし、次の表一の(i)項に掲げる配置図又は各階平面図は、次の表二の(三)項の(ろ)欄に掲げる道路に接して有効な部分の配置図若しくは特定道路の配置図、同表の(三)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の配置図、隣地高さ制限適合建築物の配置図若しくは北側高さ制限適合建築物の配置図又は同表の(三)項の(ろ)欄に掲げる日影図と、表一の(ろ)項に掲げる二面以上の立面図又は二面以上の断面図は、表二の(三)項の(ろ)欄に掲げる道路高さ制限適合建築物の二面以上の立面図、隣地高さ制限適合建築物の二面以上の立面図若しくは北側高さ制限適合建築物の二面以上の立面図又は同表の(四)項の(ろ)欄に掲げる防災都市計画施設に面する方向の立面図と、それぞれ併せて作成することができる。

- 一 (略)
- 二 (略)

(八五) 高齢者、障害者	(八四) (一) (略)	(i)	
		図書の種類	(ろ)
配置図		明示すべき事項	
高齢者、障害者等の移動等			

等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十四条の規定が適用される建築物

の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号。以下この項において「移動等円滑化促進法施行令」という。）第十七条に規定する敷地内の通路の構造

移動等円滑化促進法施行令第十八条第一項本文に規定する駐車場に設ける駐車施設の数（当該駐車場を二以上設ける場合にあつては、当該駐車場に設ける駐車施設の総数）

移動等円滑化促進法施行令第十八条第一項本文に規定する車椅子利用者用駐車施設の数、位置及び寸法

その他移動等円滑化促進法施行令第十八条第一項ただし書に規定する車椅子使用者が駐車場を利用する上で支障がないものとして国土交通大臣が定める場合に該当することを確認するため必要な事項

等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十四条の規定が適用される建築物

の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号。以下この項において「移動等円滑化促進法施行令」という。）第十六条に規定する敷地内の通路の構造

移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の構造

車いす利用者用駐車施設の位置及び寸法

各階平面図	
<p>移動等円滑化促進法施行令第十九条第二項第七号に規定する移動等円滑化経路を構成する敷地内の通路の構造</p>	<p>階段、踊り場、手すり等及び階段に代わる傾斜路の位置及び構造</p> <p>移動等円滑化促進法施行令第十四条第一項に規定する便所の位置及び構造</p> <p>移動等円滑化促進法施行令第十五条の劇場等の客席の名称及び位置、当該客席に設ける座席の数並びに当該客席に設ける車椅子使用者用部分（同条に規定する車椅子使用者用部分をいう。）の数、位置及び構造</p> <p>移動等円滑化促進法施行令第十六条第一項のホテル又は旅館の客室の数、同項に規定する車椅子使用者用客室の数及び位置並びに当該車椅子使用者用客室の便所及び浴室又はシャワー室の</p>

各階平面図	
<p>客室の数</p> <p>移動等円滑化経路及び視覚障害者移動等円滑化経路の位置</p> <p>車いす使用者用客室及び案内所の位置</p> <p>移動等円滑化促進法施行令第十八条第二項第六号及び第十九条に規定する標識の位置</p> <p>移動等円滑化促進法施行令第二十条第一項に規定する案内板その他の設備の位置</p> <p>移動等円滑化促進法施行令第二十条第二項に規定する設備の位置</p> <p>移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜</p>	

構造	移動等円滑化促進法施行令第十九条第一項に規定する移動等円滑化経路の位置	移動等円滑化促進法施行令第十九条第二項第二号から第四号までに規定する移動等円滑化経路を構成する出入口、廊下等及び傾斜路の構造	移動等円滑化促進法施行令第十九条第二項第五号に規定する移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーの構造	移動等円滑化促進法施行令第二十条に規定する標識の位置	移動等円滑化促進法施行令第二十一条第一項に規定する案内板その他の設備の位置	移動等円滑化促進法施行令第二十一条第二項の規定に
----	-------------------------------------	--	--	----------------------------	---------------------------------------	--------------------------

路の構造	移動等円滑化経路を構成するエレベーター及びその乗降ロビーの構造	車いす使用者用客室の便所及び浴室等の構造	移動等円滑化促進法施行令第十四条に規定する便所の位置及び構造	階段、踊り場、手すり等及び階段に代わる傾斜路の位置及び構造
------	---------------------------------	----------------------	--------------------------------	-------------------------------

